左の如き条件にて解決、

要求(一)(二)(四)(五)を承認す

(三)は追って実施す。

C、大正十三年四月要求提出。

(一)保留せられし前要求第三条の実施。

(二)賃銀値上

同月十七日左の如き条件にて解決。

(一)勤績一ヶ年の者には日給の二十五日分支給。一ヶ月を増す毎に一日分を増す

(二)日給二四十五銭とす